

様式第2号の参考

農業者戸別所得補償制度の交付金に係る営農計画書の記入上の注意について

■ 農業者記入欄

1 「生産数量目標等（農業者等間調整後）記入欄」

(1) 主食用水稲

- ① 「生産数量目標」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会（地域協議会が設置されていない市町村にあつては市町村。以下同じ。）から通知された農業者別生産数量目標を記入してください。なお、個別農業者（法人を含む。以下同じ。）で生産調整方針を作成している認定方針作成者は、自ら決定した生産数量目標を記入してください。また、集落等に係る生産数量目標の通知にとどめ、方針参加農業者への通知を行わないこととされた集落等の方針参加農業者にあつては、当該方針参加農業者の間で必要な調整を行い、集落等の代表者から認定方針作成者に報告された農業者別生産数量目標を記入してください。
- ② 「単収」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会から通知された①の農業者別生産数量目標を③の作付面積換算値で除した値（小数点以下四捨五入。以下同じ。）を記入してください。
- ③ 「作付面積(換算値)」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会から通知された農業者別の面積換算値を記入してください。なお、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者は、自ら決定した面積換算値を記入してください。また、集落等に係る生産数量目標の通知にとどめ、方針参加農業者への通知を行わないこととされた集落等の方針参加農業者にあつては、集落等の代表者から認定方針作成者に報告された農業者別の面積換算値を記入してください。

(2) 麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ

畑作物の対象作物ごとの生産数量目標は、それぞれ次の考え方で設定していただきます。それぞれの考え方に合った数量を「生産数量目標」の欄に記入してください。

また、「作付面積（換算値）」の欄には、「農地の利用計画記入欄」に記入した対象作物ごとの作付面積の合計値を記入してください。

① 麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）

生産数量目標は、農協等と実需者の間で締結された播種前契約に基づく出荷契約数量や、実需者と締結した播種前契約に基づく数量を基本とし、その数量を下回らないように生産に取り組むこと（数量払の対象とならない種子用麦、ビール用麦は除いた数量としてください）。

② 大豆

生産数量目標は、播種前に農協等と締結した出荷契約に基づく数量や、実需者等と締結した播種前契約に基づく数量を基本とし、その数量を下回らないように生産に取り組むこと（数量払の対象とならない種子用大豆、黒大豆は除いた数量としてください）。

③ そば

生産数量目標は、農協等と実需者等の間で締結された播種前契約に基づく出荷契約数量や、実需者等と締結した播種前契約に基づく数量を基本とし、その数量を下回らないように生産に取り組むこと（数量払の対象とならない種子そばは除いた数量としてください）。

④ なたね

生産数量目標は、農協等と実需者等の間で締結された播種前契約に基づく出荷契約数量や、実需者等と締結した播種前契約に基づく数量を基本とし、その数量を下回らないように生産に取り組むこと（数量払の対象とならない種子なたねは除いた数量としてください）。

⑤ てん菜

生産数量目標は、てん菜糖製造業者と締結した出荷契約に基づく数量を基本とし、その数量を上回らないように生産に取り組むこと。

（注）数量払の交付対象数量は、国内産糖交付金の交付対象とされたてん菜糖の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

⑥ でん粉原料用ばれいしょ

生産数量目標は、農協等と締結した出荷契約に基づく数量を基本とし、その数量を上回らないように生産に取り組むこと。

（注）数量払の交付対象数量は、でん粉交付金の交付対象として販売されたでん粉の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

（注）播種前契約時の作付予定面積を、実際の作付面積が減少した場合は、播種前契約数量をそのまま転記せず、実際の作付面積に見合った生産可能な数量を生産数量目標としてください。

2 「農業共済加入状況（含加入予定）記入欄」

当該年産の水稻・麦・大豆・そば・てん菜・でん粉原料用ばれいしょについて農業共済に加入している又は加入予定の場合に「○」を記入してください。

3 「新規需要米・加工用米・備蓄米記入欄」

需要者、集出荷業者等との出荷・販売契約数量及び生産予定面積を記入してください（WC S用稲等子実を収穫しない取組の場合は生産予定面積のみ記載）。

4 農地の利用計画記入欄

(1) 「農地の番号」

農地の番号については、水稻共済との整合性を図る観点から、耕地番号、分筆番号の設定に当たっては水稻共済と一体的な番号を設定するとともに、新たに水

田等の追加がある場合は最後に追加し、水田等がなくなった場合は番号の修正をせず欠番としてください。

(2) 「地名、地番、大字、字、集落地番」

作付面積の現地確認等の確認のために必要ですので、必ず記入してください。

(3) 「交付対象農地区分」

米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地（戸別所得補償モデル対策で交付対象水田と整理された水田）は「1」を、米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地以外の農地については、「2」と記入してください。（交付対象農地区分は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。）

(4) 「作期」

一つのは場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きすることとし、次により記入してください。

○ 主食用水稲の作付けがある場合

主食用水稲の作付けは「1」を、主食用水稲以外の作物作付けは「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－主食用水稲「1」

○ 主食用水稲の作付けがない場合

当年産の作物作付けのうち転作として作付けした作物を「1」を、二毛作として作付けした作物を「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－大豆「1」（麦を転作扱いとする場合は、麦「1」－大豆「2」になります。）

5 「面積（本地面積）」

畦畔を含まない本地面積を記入してください。

6 「作物作付面積」

耕地ごとの作付面積を、1㎡未満を切り捨てて記入してください。

(注) 有機栽培等を行うことにより、通常の栽培方法と比べて単収が減少する場合であっても、実際に水稲を作付けする面積を記入してください。

7 「作物名」

主食用水稲、醸造用玄米、種子生産ほ場、麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、バイオ燃料用米、そば、なたね、加工用米、その他の新規需要米、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ、野菜、果樹等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行）について記入してください。また、必要に応じて品種名も記入してください。

畑地で休閒緑肥に取り組み、緑肥輪作加算の交付申請を行う場合は、緑肥作物名を記入してください。

(注) 改善計画の達成予定年までに作物の作付けが行われない場合の取扱い

調整水田等の不作付地の改善計画を提出した後に、当該計画の達成予定年までに作物の作付けが行われず、翌年も作付けが行われないことが確実な場合には、米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地から除外します。

ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ① 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）において地域の中心となる経営体に集積する農地として位置づけられたもの
- ② その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地域センター長等が認めたもの

8 「自家消費該当」

水稻（新規需要米、加工用米含みます。）、地力増進作物及び景観形成作物を除く作物のうち、出荷・販売を一切行っていない作物について当該欄に「○」を記入してください。なお、出荷・販売用に生産する作物について、収穫後にその一部を自家消費するなど自家消費作物の生産ほ場を特定できない場合には、記入する必要はありません。

9 「耕畜連携助成取組の種類」

①わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）、②水田放牧（水田における牛の放牧の取組）、③資源循環（飼料生産水田へのたい肥散布の取組）の別を記入してください。

10 「再生利用加算開始年度」

再生利用加算の対象となる農地に該当する場合は、加算の開始年度を記入してください（加算の開始年度は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。）。

11 「再生利用加算区分」

再生利用加算の対象となる農地に該当し、当該農地が中山間地域等直接支払交付金の対象となっていない農地は「1」を、中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地は「2」を記入してください。（区分は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。）

12 「緑肥輪作加算」

緑肥輪作加算に取り組む場合に当該欄に「○」を記入してください。また、当該ほ場において当年産で作付ける緑肥作物の名称を作付名欄に、前年産に作付けた対象畑作物の作物名を「備考欄」に記入してください。

13 「地権者（権原を有する者）」

作物を作付ける農地の使用収益権等が本人以外となっている場合、その者の住所

地、氏名を記入してください。

14 「植栽造成年月」

植栽造成年月を記入してください。

15 「転換畑該当年月」

転換畑とした年月を記入してください。

16 「新規開田年月」

新規開田地について、その開田年月を記入してください。

17 提出期限

(1) 営農計画書は、農業者別戸別所得補償交付金交付申請書と併せて、毎年6月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接提出してください。

(2) なお、内容に変更がある場合には、毎年6月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接申し出てください。

■ 地域農業再生協議会担当者記入欄

1 「生産数量目標（作付面積換算値）の達成状況」の欄

(1) 「水稲作付面積①」の欄には、ほ場欄の水稲作付面積（新規開田地の水稲作付面積を含む）の計を記入してください。

(2) 「新規需要米等の面積計②」の欄には、新規需要米・加工用米・備蓄米記入欄の生産予定面積の合計を記入してください。

(3) 「主食用水稲作付面積（B）」の欄には、「水稲作付面積①」から「新規需要米等の面積計②」を差し引いた面積を記入してください。

(4) 「差し引き面積（A）－（B）」欄の値が0以上の場合、判定は「適」になります。

2 「主食用米作付面積(米の所得補償交付金の交付対象農地のみ該当)」

主食用米作付面積を「一般米」、「醸造用玄米」、「種子生産ほ場面積」ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等米及び水田活用の所

得補償交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

3 「水稻共済突合基礎面積」

ほ場欄の水稻作付面積の計から、各農業共済組合等が引受けを行わない水稻の作付面積（新規開田地の水稻作付面積、青刈り稲、WC S用稲等の作付面積）を除く面積を記入してください。

（注1）この場合、ほ場ごとに面積に0.1a単位未満の端数があるときには、四捨五入により端数を整理した面積を合計してください。

（注2）新規開田地とは、水稻共済引受除外となっている新規開田地（農作物共済引受要綱第4章第1節第3の1の規定により引受除外となっている新規開田地等）のことです。

4 「水田活用の所得補償交付金関係(水田活用の所得補償交付金の対象農地のみ該当)」

戦略作物ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

5 「(耕畜連携助成)」の欄

耕畜連携助成の取組面積を「わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）」、「水田放牧（水田における牛の放牧の取組）」、「資源循環（飼料生産水田へのたい肥散布の取組）」ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

6 「(再生利用加算)」の欄

再生利用加算の取組面積を「平地」と「条件不利地」ごとに確認した面積の合計を記入してください。

■ 地域センター等担当者記入欄

1 「(緑肥輪作加算)」の欄

緑肥輪作加算の確認した取組面積の合計を記入してください。

以 上